

## 佐賀市地域づくりクラウドファンディング手数料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市大和町大字名尾、大字松瀬及び大字梅野（1番地から293番地2までを除く。）、富士町並びに三瀬村（以下「北部山間地域」という。）の自立的な発展と、持続可能な地域づくり及び地域課題解決に向けた先進的な取組を行う団体や事業者等が、テストマーケティングや資金調達などのためにクラウドファンディングを活用する際に支払う手数料に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年規則第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) クラウドファンディング運営事業者 クラウドファンディングによる資金調達のための環境を提供する事業者のうち、別に定めるものをいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 助成対象者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

3 助成対象者は、助成金の交付の申請をする時点において、市税等の滞納があってはならない。

(助成金の補助対象事業等)

第4条 助成金の交付対象となる事業は、北部山間地域の地域課題解決を図るため、

助成対象者がクラウドファンディングで資金調達し、実施する次の各号に掲げるもののうち、別に定める団体等が支援するものとする。

- (1) 起業して行う事業
- (2) 新商品又は新サービスの企画、開発を行う事業
- (3) 新たな事業分野への展開を行う事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める事業

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業等は補助金の交付対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための事業その他宗教的活動のための事業
- (3) 政治団体が実施する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業  
（事業の完了）

第5条 補助事業者等は、規則第6条に定める決定の通知のあった日の属する年度の3月31日までに補助事業を完了しなければならない。

（助成金の補助対象経費）

第6条 助成金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者等がクラウドファンディング運営事業者と契約してクラウドファンディングを活用した際に、当該クラウドファンディング運営事業者に支払われる利用手数料等とする。

2 補助対象経費について、他の機関又は制度における補助金等の交付を受けた場合又は交付が確定している場合は、補助対象外とする。

（助成金の額等）

第7条 助成金の額は、20万円以内（千円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）とする。

2 同一の助成対象者に対する助成金の交付は、一年度内に1回までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（補助金等交付申請書に添えるべき書類）

第7条 規則第3条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第3条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書（様式第1号）
- (2) 市税等の滞納がないことが分かる証明書
- (3) 第4条第1項の規定により支援を行う団体等の支援確約書（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助事業等実績報告書に添えるべき書類）

第8条 規則第12条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) クラウドファンディング運営事業者と締結した契約書等の写し
- (2) クラウドファンディング運営事業者のウェブサイト（企画に係る部分に限る。）を印刷したもの
- (3) クラウドファンディング運営事業者への利用手数料の支払が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（帳簿書類の整備、閲覧等）

第9条 助成対象者は、交付請求額の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助事業等完了後においても、助成対象者に対し、前項の帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第7条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀警察署に照会することについて承諾します。

また、今後私が佐賀市と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  
- 2 1の(1)から(7)までに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀市長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日

年 月 日

様式第2（第7条関係）

支 援 確 約 書

佐賀市長

団体名  
代表者名

印

佐賀市地域づくりクラウドファンディング手数料助成事業の趣旨を理解し、下記の者が行う取組を支援することを確約します。

記

・支援対象

住所〔法人，団体にあつては事務所所在地〕

氏名〔法人，団体にあつては法人・団体名，代表者名〕

・支援対象とする取組の概要